

別表第4（第8条関係）

外部経歴期間別号給早見表

外部経歴期間	職種	
	事務職員、技術職員	
	区分別号給	
	2 A	2 B
12月以下	～62月	11号給
63月	～65月	12号給
66月	～68月	13号給
69月	～71月	14号給
72月	～74月	15号給
75月	～77月	16号給
78月	～80月	17号給
81月	～83月	18号給
84月	～86月	19号給
87月	～89月	20号給
90月	～92月	21号給
93月	～95月	22号給
96月	～98月	23号給
99月	～101月	24号給
102月	～104月	25号給
105月	～107月	26号給
108月	～110月	27号給
111月	～113月	28号給
114月	～116月	29号給
117月	～119月	30号給
120月	～124月	31号給
125月	～128月	32号給
129月	～133月	33号給
134月	～137月	34号給
138月	～142月	35号給
143月	～146月	36号給
147月	～151月	37号給
152月	～155月	38号給
156月	～160月	39号給
161月	～164月	40号給
165月	～169月	41号給
170月	～173月	42号給
174月	～178月	43号給
179月	～182月	44号給
183月	～187月	45号給
188月	～191月	46号給
192月以上		47号給

備考

- (1) 外部経歴期間欄に掲げる月数は、初任給昇給規程別表第2に規定する基準に従い算出した月数とする。
- (2) 区分別号給欄に掲げる号給は、外部経歴期間から60月を減じて得た月数を3月（当該月数の60月を超える部分にあっては4.5月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を11号給に加えて算出する。